

東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者指定要領の運用基準

15福生地第643号

平成15年7月25日

東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修の実施及び事業者指定申請にあたっては、研修事業の適正かつ円滑な実施を図るため、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者指定要領」（以下「指定要領」という。）のほか、この「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者指定要領の運用基準」（以下「運用基準」という。）の定めるところにより行うものとする。

1 研修会場について

- (1) 講義、演習の研修会場及び実習施設は、都内に確保すること。ただし、実習施設については、受講者の通学の利便性など、やむを得ない理由がある場合に限り、都に隣接する県（千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県）の範囲内に確保できる。
- (2) 講義に使用する研修会場は、各課程とも受講者1人あたりおおむね1.5㎡以上、また、演習に使用する研修会場は下表の広さを確保すること。ただし、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、知的障害者移動介護従業者養成研修課程及び日常生活支援従業者養成研修課程において、演習を施設等における実習に代えて実施する場合にあつてはこの限りでない。
- また、継続養成課程については、指導技術と介護技術プログラムの「指導技術と介護技術の向上」についてのみ、下表の広さを確保することとし、その他の科目は受講者1人あたりおおむね1.5㎡以上とすること。

課 程 名	受講者1人あたりの広さ
1級課程	おおむね2.5㎡以上
2級課程	おおむね1.65㎡以上
3級課程	おおむね1.65㎡以上
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	
知的障害者移動介護従業者養成研修課程	
日常生活支援従業者養成研修課程	

- (3) 研修会場には事務担当者を配置するとともに、当該研修の研修日程表（講師名まで記載されたもの）や受講者名簿を備えておくこと。

2 募集方法について

- (1) 1クラスあたりの定員は、各課程とも40名以内とすること。なお、研修の受講者が定員を超えないよう特に留意すること。
- (2) 募集広告は、研修事業の指定を得た後に行うこと。
- (3) 募集広告は、指定された研修実施者名で行うこと。また、募集広告には、募集定員、研修期間、研修参加費用について明示すること。
- (4) 受講希望者に配布する受講案内書には、学則に基づき、募集定員、研修期間、研修会場、研修日程、研修参加費用、研修修了認定方法等を明示すること。

3 カリキュラムについて

- (1) 継続養成課程は、通学形式により行うこと。
- (2) 継続養成課程は、障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業又は訪問介護員養成研修事業の1級課程の指定を受けたものが申請できるものとする。
- (3) カリキュラムは、通学形式及び通信形式とも2級課程、3級課程、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、知的障害者移動介護従業者養成研修課程及び日常生活支援従業者養成研修課程については、原則として講義、演習、実習（実習を行う場合）の順に実施すること。
- (4) 講義、演習について、やむを得ず実施順序を変更する場合は、受講者に対してその旨を説明するとともに、変更理由書（会場が確保できないことや講師の都合等は理由とはならない。）を提出すること。ただし、その場合であっても実習は、講義、演習が全て修了した後に実施すること。
- (5) 通信形式の講義は、下表の学習期間を設定すること。学習期間は、開講日から最終レポート提出日までとし、2・3級課程については実習が始まる前までに最終提出日を設定すること。
- (6) レポートの再提出等を考慮し、最終レポート提出日の後に最終締切日を設定すること。2・3級課程については実習が始まる前までに最終締切日を設定すること。

課程名	学習期間
1級課程	6週間以上
2級課程	4週間以上
3級課程	2週間以上
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	
知的障害者移動介護従業者養成研修課程	
日常生活支援従業者養成研修課程	

- (7) 面接指導は、個別面接ではなく受講者全員に対する講義とすること。また、研修科目及び時間数の割り振りは、事業者が研修効果を考慮し決定することができる。
- (8) 通信形式は、都内実施分と同一の事業として認められるもののみ、他県実施分も指定する。

4 1級課程の受講対象者について

実施要綱「4研修の内容」の1級課程受講対象者については、次のとおりとする。

- (1) 「(1)2級課程を修了し、介護業務に1年以上従事」
「2級課程を修了し、介護業務に1年以上従事」とは、2級課程を修了した者であって、介護業務経験が1年以上ある者である。なお、1年間の実務経験が達成された時点は、2級課程修了前であってもかまわない。
- (2) 「介護業務」の範囲は、別紙1とする。
- (3) 「1年以上」とは、介護業務に365日以上に従事期間があつて、そのうち180日以上実勤務日数のあるもの。実勤務日数は、勤務形態（常勤、非常勤）、1日の勤務時間数は問わない。なお、この従事期間（1年）についての要件は「申込時点で満たしていること（募集締切日に確認できること）」とする。
- (4) 受講生については、現任の居宅介護従業者（ホームヘルパー）を優先させるものとする。

5 講師について

- (1) 講師は、指定要領17(1)別表1の要件に該当し、かつ知識に関しては質疑応答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できる能力を有すること。講師の採用にあたっては、面接や資格免許証等でその適格性について十分に確認すること。
- (2) 1人の講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修3科目以内

とすること。

- (3) 科目数の算定は、指定要領 17(1)別表 1 における科目名（例 2 級課程：「福祉理念とケアサービスの意義」）を 1 科目とする。ただし、2 級課程における講義の「相談援助とケア計画の方法」と演習の「ケア計画の作成と記録・報告の技術」については、あわせて 1 科目と数えることができる。また、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程及び日常生活支援従業者養成研修課程の演習は、1 科目と数えることができる。
- (4) 模擬実習の担当講師については、各実習科目を 1 科目として算定する。
- (5) 1 級課程及び継続養成課程の「指導技術と介護技術の向上」は、受講生 10 人に対して 1 人の講師が担当すること（「指導技術と介護技術の向上の心構え」、「援助者の健康管理と指導」を除く）。また、講師は当該科目に関連する業務において、指導的な役割を担う職員として通算して 3 年以上の実務経験を有すること。
- (6) 2 級課程の「基本介護技術」及び 3 級課程の「介護技術入門」は、受講生 20 人に対して 1 人の講師が担当すること（2 級課程の「介護の心構え」、「介護者の健康管理」を除く）。また、講師は当該科目に関連する業務に、通算して 3 年以上の実務経験を有すること。

課程名	配置基準	要件
1 級課程	受講生 10 人に対して 1 人	指導的な役割を担う職員として 3 年以上の実務経験
2 級課程	受講生 20 人に対して 1 人	3 年以上の実務経験
3 級課程		

(7) 講師基準の詳細

- ① 講師の要件欄中「社会福祉施設の施設長（又は管理者）及び主任指導員等」
- ア 社会福祉施設には、訪問介護や訪問入浴等の事業は含まない。
- イ 主任指導員等とは、施設において直接処遇職員として従事している次の者とする。
- (7)生活相談員（老人保健施設は支援相談員等施設の種別により名称は異なる）
- (4)主任級の看護職員、介護職員、作業指導員
- (6)介護支援専門員
- ② 講師の要件欄中「当該科目を担当する課の行政職員」
- ア 「当該科目を担当する課の行政職員」には、社会福祉協議会等に派遣されている行政職員を含む。
- イ 継続養成課程の最新の知識プログラムのうち、「障害者（児）福祉の動向」「高齢者保健福祉の動向」、1 級課程「社会福祉関連の制度とサービス」の 6 科目、2

級課程「社会福祉の制度とサービス」の2科目を担当する場合、制度変革が激しいことから、当該科目を担当する課に従事していた時期は、過去5年以内が望ましい。

- ③ 2・3級課程「家事援助の方法」の講師を栄養士とした場合、被服・家政に関する講師をもう1人配置すること。
- ④ 2級課程「住宅・福祉用具に関する基礎知識」の講師のうち、福祉用具専門相談員及び福祉住環境コーディネーターについては、用具や住宅の当該業務に1年以上の実務経験を有すること。当該科目の講師を福祉用具専門相談員等、福祉用具に関する講師を配置した場合、住宅に関する講師をもう1人配置すること。また、住宅に関する専門家を講師とした場合は福祉用具に関する講師をもう1人配置すること。
- ⑤ 2級課程「障害・疾病の理解」の講師には、1人以上医師・看護師等医療系の講師を配置すること。

課程名	科目	講師の要件
2・3級	家事援助の方法	・栄養士を講師とする場合、被服・家政に関する講師をもう1人配置する。
2級	住宅・福祉用具に関する知識	・福祉用具専門相談員等、福祉用具に関する講師を配置した場合、住宅に関する講師をもう1人配置する。 ・住宅に関する専門家を講師とした場合、福祉用具に関する講師をもう1人配置する。
	障害・疾病の理解	・1人以上、医師・看護師等医療系の講師を配置する。

6 施設等の実習について

- (1) 1級課程の「援助困難事例対応実習」は、2級課程で老人介護実習を履修した者は障害者（児）介護実習を行い、2級課程で障害者（児）介護実習を行った者は老人介護実習を行うことが望ましい。
- (2) 1級課程の「公的関係機関」については、行政から委託により実施される事業所についても公的関係機関として対象とする。
- (3) 「実習先として認められるものの範囲」の等を含めた対象施設は、別紙2のとおりとする。
- (4) 対象施設中「在宅介護支援センター」とは、区市町村が設置する在宅介護支援センター又は区市町村から委託を受けて運営している在宅介護支援センターをいう。（都道府県知事に老人福祉法の施設設置届を行っている施設）
- (5) 3級課程の実習は、「ホームヘルプサービス同行訪問見学」（3時間×1回以上）及び「デイサービスセンター等の見学」を行うこと。

- (6) 実習開始前までに「実習オリエンテーション（1時間以上）」を実施し、実習の意義・目的等について指導すること。
- (7) 実習終了後、受講者に、各実習科目について「実習レポート」の提出をさせ、適切かつ効果的に行われたことを確認すること。
- (8) 実習先は、原則として受講生が自分の勤務先での実習とならないようにすること。
- (9) 実習の実施時間は、1日8時間を上限とすること。

7 模擬実習等について

- (1) 模擬実習等を行う場合は、募集広告及び受講案内書にその旨明示すること。
- (2) 2級課程における模擬実習等については、次の要件を満たす場合に限り、各実習科目の概ね半数を超えない範囲の時間数で模擬実習等に代えることができるが、半数以上の時間数は必ず施設実習を行うこと。

① 介護実習

- ア 会場は、身体障害者療護施設等における介護を想定し、これと同様な設備（介護用ベッド、介護機器等）を備えた環境とすること。また、実習指導は受講生10人に対して担当講師1名と利用者役講師1名があたること。
- イ 担当講師は、「介護概論」又は「介護事例検討」の科目を担当する要件を満たすとともに、施設で相当の実務経験を有する講師が担当すること。利用者役は、施設において痴呆性老人・障害者（児）等の介護経験を1年以上有する訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程以上の研修修了者又は看護師等が担当すること。
- ウ 実習は、担当講師が対人援助の基本である人権の尊重、演習で学んだ介護の技術（補助具、自助具の使用法を含む。）を網羅した想定事例を形態別に4ケース以上策定し実施すること。

② 同行訪問

- ア 会場は、一般住宅における介護を想定し、これと同様な設備を備えた環境を設定すること。また、実習指導は受講生10人に対して講師1人と利用者役1人が担当すること。
- イ 担当講師は、「介護概論」「介護事例検討」の科目を担当する要件を満たし、在宅福祉サービスで相当の経験を有する講師が担当すること。利用者役は、施設において痴呆性老人・障害者（児）等の介護経験を1年以上有する訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程以上の研修修了者又は看護師等が担当すること。
- ウ 実習は、担当講師が対人援助の基本である人権の尊重、演習で学んだ介護技術（補助具、自助具の使用法を含む。）を網羅した想定事例を形態別に4例以上策定し、具体的な課題設定を取り入れて実施すること。

③ 在宅サービス提供現場見学

- ア 会場は、人数に対応できるビデオ設備を設置するなど、学習できる環境を整えること。また、実習指導は、受講生40人に対し講師1人が担当すること。

- イ 担当講師は、「相談援助とケア計画の方法」の科目を担当する要件を充たし、在宅福祉サービスでの相当の経験を有する講師が担当すること。
- ウ ビデオ教材は、各在宅サービス施設の役割や機能を理解するにふさわしい内容のものを使用すること。また、貸出し等による個別学習は認められない。
- (3) 3級課程における模擬実習については、「ホームヘルプサービス同行訪問見学」についてのみ、次の要件を満たす場合に限り、ビデオ学習に代えることができる。
- ① 会場は、人数に対応できるビデオ設備を設置するなど、学習できる環境を整えること。また、実習指導は、受講生40人に対し講師1人が担当すること。
 - ② 担当講師は、3級課程の講義科目の「ホームヘルプサービス概論」「サービス利用者の理解」「介護概論」「家事援助の方法」のいずれかを担当する要件を備え、在宅福祉サービスで相当の経験を有する講師が担当すること。
 - ③ ビデオ教材は、ホームヘルパーの役割や業務を理解するにふさわしい内容のものを使用すること。また、貸出し等による個別学習は認められない。

8 備品・教材について

- (1) 介護演習の備品・教材は、次に定める備品・教材を備えること。この他必要な備品・教材は別紙3を参考とすること。ただし、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、知的障害者移動介護従業者養成研修課程及び日常生活支援従業者養成研修課程において、演習を施設等における実習に代えて実施する場合にあってはこの限りでない。
- ① 介護用ベッド（背上げ機能、脚上げ機能、高さ調節機能等のあるもの）
 - ② 浴槽
 - ③ 車椅子
 - ④ ポータブルトイレ
- (2) 介護演習に必要な介護用ベッド、車椅子及びポータブルトイレの数は、次のとおりとする。自己所有できない場合は、その確保が確認できる書類（リース契約書の写し等）を提出すること。

課 程	必 要 数
1 級課程	受講生 5 人に対し 1 台以上
2 級課程	受講生 10 人に対し 1 台以上
3 級課程	受講生 10 人に対し 1 台以上
日常生活支援従業者養成研修課程	受講生 10 人に対し 1 台以上

継続養成課程	受講生 5人に対し1台以上
--------	---------------

9 補講について

- (1) 受講者の欠席等により補講が必要な場合は、次の研修を受講すること。
 - ① 当該事業実施者が別に指定を受けた同一課程の研修
 - ② 他の事業実施者が指定を受けた同一課程の研修
 - ③ 当該研修に追加して同一の講師、科目、実習施設で行う研修
 ただし、やむを得ない場合は、異なる課程又は訪問介護員養成研修であっても同一科目については受講させることができる。
- (2) 上記(1)①又は②における補講者の受入れ人数は、受講しようとする各補講科目について、定員の1割までを限度とすること。
- (3) 上記(1)③により実施する場合も、1クラス当たり40名以内とすること。
- (4) 上記(1)③により実施する場合は、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）」とあわせて「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業補講届」を提出すること。
- (5) 通信形式による面接指導（スクーリング）の補講を行う場合は、次によること。
 - ① 上記(1)①による場合、①が通信形式にあつては、面接指導の内容及び時間数が当該研修と同一の場合に限る。
 - ② 上記(1)②による場合は、通学形式を受講させ時間数を満たすこと。
- (6) 通学形式及び通信形式の面接指導（スクーリング）の補講を、対象科目の講義のビデオ、テープ、レポート等により実施することは認められない。

10 修了証明書について

- (1) 証明書の発行について

修了証明書及び修了証明書（携帯用）は、受講者が全ての研修日程を修了した後、速やかに交付すること。ただし、受講者がすべての科目を履修したと認められる場合は、本人の申し出に基づき、修了式の前であっても交付できる。
- (2) 修了者番号について

証明書の修了者番号は、指定通知に記載された事業者番号及び事業者が付した当該年度の修了者管理番号を記入して発行すること。
- (3) 再発行について

事業者は、受講者から修了証明書の紛失や氏名等の変更により再発行の依頼があった場合は、実施要綱の規定に基づき修了証明書を再発行しなければならない。再発行する場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書（又は修了

証)の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して発行すること(作成例参考)。また、台帳等に再発行した年月日等を記載し管理すること。

1 1 関係書類について

研修事業の実施者は、指定要領16に規定する関係書類について、次の内容を盛り込んだ帳簿を備えつけるとともに、次の期間は保存すること。

(1) 受講者の研修への出席状況(3年)

- ① 研修課程及び形式
- ② 受講者名
- ③ 研修科目
- ④ 受講年月日

(2) 成績等に関する書類(通信形式のみ)(3年)

- ① 研修課程及び形式
- ② 受講者名
- ③ レポート提出年月日
- ④ 採点結果

(3) 実習修了確認書(3年)

- ① 研修課程及び形式
- ② 受講者名
- ③ 実習科目
- ④ 実習先
- ⑤ 実習年月日

(4) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類(永久保存)

- ① 研修課程及び形式
- ② 研修期間
- ③ 修了者番号
- ④ 受講者名
- ⑤ 性別
- ⑥ 生年月日
- ⑦ 住所
- ⑧ 修了年月日
- ⑨ 修了証明書交付年月日

1 2 研修テキストについて

教材(テキスト)は、実施要綱10の規定を満たすものとして知事が認めたもののうちから、養成目的に見合い、研修を効果的に実施できるものを的確に選別すること。

1 3 通信形式について

研修を通信形式で行う場合は、次の事項に留意すること。

(1) 指導体制の整備について

自宅での個別学習による質疑等に適切に対応できるよう、電話、FAX、質問票等による指導体制を整えること。なお、質疑とレポートの提出についてはインターネットを活用しメールにより提出させることもできる。

(2) レポート課題の設定について

- ① レポート課題は各課程のカリキュラムの内容を網羅するものであり、各科目ごとに3題以上課題を設定すること。なお、そのうち記述式の課題を含むことが望ましい。
- ② 制度改正等があった場合は、その趣旨を適宜取り入れること。
- ③ レポート課題の作成は、担当講師が責任をもって行うこと。

(3) レポート答案の設定について

- ① レポート答案は、複数回提出するよう設定すること。
- ② レポート答案は、運用基準3(3)に定める学習期間により、各講義科目のレポート提出期限を定めること。

(4) レポート答案の評価について

- ① レポート答案は、添削により学習効果を確認すること。
- ② レポート課題の添削は、担当講師が責任をもって行うこと。
- ③ レポート答案は、理解度により評価を行うこと。理解度が低い場合は、再提出させて指導を行うこと。

(5) レポート答案の修了認定について

修了認定は、通学による研修を全科目履修する他、提出された全レポートが合格水準に達していることが確認され、修了の評価を行った後に行うこと。

(6) 実施方法について

実施方法については、次の内容を学則に定めること。

- ① 学習方法
- ② 評価の方法
- ③ 個別学習への対応方法

1 4 研修事業の委託について

研修事業の委託は、原則として行うことができない。ただし、区市町村が事業者の場合に限り、講義及び演習の運営についてのみ委託することができる。

その場合、委託した内容が明記された委託契約書の写しを添付すること。

15 研修履修期間の特例について

- 1 受講者が病気等の理由により、やむを得ず実施要綱6に規定する履修期間を超える場合は、あらかじめ受講者から診断書等の書類の提出を求めるとともに、いつから確実に補講を受講できるのかを確認した上で、次の履修期間を超えない範囲内で期間を延長することができる。

課 程	特例による履修期間
1 級課程	2 年以内
2 級課程	1 年 6 か月以内
3 級課程	8 か月以内
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	4 か月以内
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	4 か月以内
知的障害者移動介護従業者養成研修課程	4 か月以内
日常生活支援従業者養成研修課程	4 か月以内
継続養成課程	6 か月以内

- 2 学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設（以下「学校」という。）については、次に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。
- (1) 所轄庁に認可された学則（以下「学則」という。）に修学期間が規定してあること。
 - (2) 当該学校の学生のみを対象としていること。
 - (3) 訪問介護員養成研修又は障害者（児）居宅介護従業者養成研修を行うことについて学則に規定してあること。

16 研修事業を廃止した場合について

研修事業を廃止した場合、研修事業実施者は次のことに留意すること。

- 1 運用基準「11(4)受講者及び修了者に対する台帳等の書類」を保管し、研修修了者から修了証明書の再発行等を求められた場合に対応できるようにしておくこと。
- 2 研修修了者に対し、事業を廃止したこと及び今後の連絡先を知らせておくこと。
- 3 法人を解散する場合は、障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者又は訪問介護員養成研修事業者として東京都から指定を受けている者に引継を依頼すること。その上で、運用基準11(4)の書類を引継ぎし、前記1について実施できるようにしておくこと。

附 則

- 1 この運用基準は、平成15年7月25日から施行する。

別紙 1

介護業務の範囲として認められるのは、次のとおり

(介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護の業務の範囲等)

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者更生施設（重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を伴うものに限る。）、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）の介護職員
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設及び更生施設の寮母
- (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの介護職員（養護老人ホームにあつては、寮母）
- (5) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、知的障害者福祉法（昭和 85 年法律第 37 号）に規定する知的障害者居宅介護等事業及び児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業のホームヘルパー（身体障害者居宅介護等事業にあつては「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」（平成 12 年 7 月 7 日付 障第 528 号）に規定するガイドヘルパーを含む。）
- (6) 指定訪問介護（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第 7 条第 6 項に規定する訪問介護をいう。）の訪問介護員
- (7) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (8) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 7 条第 11 項に規定する通所介護をいう。）又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第 7 条第 13 項に規定する短期入所生活介護）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員
- (9) 指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 7 条第 7 項に規定する訪問入浴介護をいう。）の介護職員
- (10) 指定痴呆対応型共同生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 7 条第 15 項に規定する痴呆対応型共同生活介護をいう。）の介護従事者
- (11) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 7 条第 12 項に規定する通所リハビリテーションをいう。）又は短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第 7 条第 14 項に規定する短期入所療養介護をいう。）を行う施設の介護職員
- (12) 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であつて、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (13) 介護保険法第 48 条第 1 項に規定する指定介護療養医療施設であつて、同法第 7 条 23 項に規定する療養病床等の病床により構成される病棟又は診療所（以下「病棟等」という。）における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

- (14) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）別表第一（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性痴呆疾患療養病棟入院科（1・2）」または「診療所老人医療管理科」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (15) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第四号に規定する療養病床により構成される病棟等（(13)及び(14)に定める病棟等を除く。）において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (16) ハンセン病療養所における介護職員等その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (17) 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」（昭和44年7月14日付社更第127号）別紙（進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱）に基づく「進行性筋萎縮症者療養等給付事業」を行っている施設（入所について委託を受けている病棟に限る。）において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (18) 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (19) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）別表附則第3項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (20) 財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第二号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
- (21) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日付児発第496号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
- (22) 「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年8月6日付社更第186号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (23) 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」（昭和54年4月11日付児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (24) 「身体障害者自立支援事業の実施について」（平成3年10月7日付社更第220号）別添（身体障害者自立支援事業実施要綱）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介護サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (25) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (26) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの寮母
- (27) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」（平成5年7月15日付健医発第765号）に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」（平成5年7月15

日付 健医発第 766 号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の養母
(28) 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和 50 年 9 月 19 日付 衛発第 547 号)別添(原爆被
爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭
奉仕員

別紙 2

「実習先として認められるものの範囲」の対象施設一覧

1 級 課 程
(1) 痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 痴呆性高齢者グループホーム ・ 救護施設 ・ 身体障害者療護施設 ・ 重症心身障害児施設 ・ 知的障害児施設 ・ 知的障害者更生施設
(2) デイサービスセンター実習
<ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービスセンター ・ 身体障害者デイサービスセンター ・ 知的障害者デイサービスセンター ・ 介護保険適用の通所リハビリテーション (介護老人保健施設を含む)
(3) チームケアの実習
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護事業所
(4) 訪問看護同行訪問
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護 (病院・診療所等で実施しているもの) ・ 訪問看護ステーション
(5) 相談支援事業に係る職員との同行訪問
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者地域自立生活支援センター等
(6) 在宅介護支援センター職員との同行訪問
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村が設置する在宅介護支援センター ・ 区市町村から委託を受けて運営している在宅介護支援センター
(7) 公的関係機関見学
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター、福祉事務所、保健所等及び区市町村から委託を受けて実施している事業所 (1)から(6)までの対象施設を除く)
2 級 課 程
(1) 介護実習
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 痴呆性高齢者グループホーム ・ 介護付有料老人ホームのうち入居時の要件として「入居時要介護」と表示されているもの ・ 身体障害者療護施設 ・ 身体障害者授産施設 ・ 身体障害者更生施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 重症心身障害児施設 ・ 知的障害児施設

<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設
(2) ホームヘルプサービス同行訪問
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所
(3) 在宅サービス提供現場見学
<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンター ・在宅介護支援センター ・訪問看護（ステーションを含む） ・訪問入浴 ・介護保険適用の通所リハビリテーション（老人保健施設で実施するものを含む） ・訪問リハビリテーション ・肢体不自由児通園施設 ・難聴幼児通園施設 ・重症心身障害児（者）通所施設 ・知的障害児通園施設 ・視覚障害者更生施設（通所） ・内部障害者更生施設（通所） ・身体障害者授産施設（通所） ・身体障害者通所授産施設（小規模を含む） ・重度身体障害者授産施設（通所） ・知的障害者更生施設（通所） ・知的障害者授産施設（通所）（小規模を含む） ・心身障害者福祉作業所 ・心身障害者生活実習所 ・障害者地域自立生活支援センター ・身体障害者デイサービスセンター ・知的障害者デイサービスセンター ・身体障害者福祉センターB型 <p>法外事業として、都内で実施する次の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児通園（デイサービス）事業 ・心身障害者（児）訓練事業（通所） ・心身障害者授産事業（通所） ・地域デイサービス事業 ・心身障害者（児）通所訓練事業 ・心身障害者通所授産事業

3 級 課 程

(1) 在宅サービス提供現場見学
①訪問介護同行訪問見学 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所
②デイサービスセンター見学 <ul style="list-style-type: none"> ・2級課程「在宅サービス提供現場見学」の対象施設と同じ

視覚障害者移動介護従業者養成研修課程**(1) 演習に代えて行う実習**

- ・ 居宅介護事業所（視覚障害者移動介護を行うものに限る。）
- ・ 身体障害者更生施設（主として視覚障害者を対象とするものに限る。）

全身性障害者移動介護従業者養成研修課程**(1) 演習に代えて行う実習**

- ・ 居宅介護事業所（全身性障害者移動介護を行うものに限る。）
- ・ 身体障害者療護施設

知的障害者移動介護従業者養成研修課程**(1) 演習に代えて行う実習**

- ・ 居宅介護事業所（知的障害者移動介護を行うものに限る。）
- ・ 知的障害者更生施設
- ・ 知的障害児施設

日常生活支援従業者養成研修課程**(1) 演習に代えて行う実習**

- ・ 居宅介護事業所（日常生活支援及び全身性障害者移動介護を行うものに限る。）
- ・ 身体障害者療護施設

別紙 3

演習必要教材一覧

演習項目	必要教材
1 食事の介護 (口腔の介)	車椅子、オーバーベッドテーブル、エプロン、足台、防水布、自助具、椅子 (背もたれや肘当てのあるもの)、食器 (食べやすく工夫されたもの)、ビニール、タオル、ストロー、スプーン、箸、吸い飲み、歯ブラシ、コップ、受水盆、義歯模型、アイマスク等
2 排泄・尿失禁の介護	ポータブルトイレ、取付け式手すり、便器 (和式、和洋折衷型、洋式)、尿器 (男性用・女性用採尿器)、おむつ、おむつかバー、ゴムマット、防水布、バスタオル、汚れたおむつを入れる容器、着脱しやすい衣類、トイレットペーパー、タオル等
3 身だしなみ・衣類着脱の介助	パジャマ、寝巻き (ゆかた式)、着脱が容易にできる衣類 (片マヒ用、後ろファスナー)、ベッド、耳かき、つめきり、バスタオル、タオル等
4 入浴の介護	浴室、簡易浴槽、一般浴槽、シャワーチェア、手すり、洗面器、バスボード、浴槽台、滑り止めマット、バスタオル、タオル、バケツ、洗濯かご、水温計、石鹸、リフト、パジャマ、寝巻き等
5 身体の清潔 (洗髪) (細部の清潔・清拭)	バケツ、洗面器、シャンプー、石鹸、紙おむつ、リンス、ドライシャンプー、ゴム手袋、やかん、湯せん用ピッチャー、タオル、ビニールシート、洗髪器、耳栓、ガーゼ、ベビーオイル、綿棒、着替え、モデル人形等
6 寝具の整え方	ベッド、マットレス、マットレスパッド、毛布、毛布カバー、枕、枕カバー、シーツ、ベッドブラシ、タオルケット、洗濯かご、ワゴン、防水布等
7 体位交換と辱そうへの対応	ベッド、ビニール、円座、安楽枕、エアマット、ピーズマット、タオルケット、バスタオル等
8 家具・車椅子等への移乗の介護	車椅子、ベッド、安全ベルト、便座 (トイレ)、ポータブルトイレ、手すり、浴槽等
9 車椅子での移動の介護	車椅子等
10 肢体不自由者の歩行の介助	ベッド、車椅子、歩行器、松葉杖、杖等
11 視覚障害者の歩行等の介護	椅子、白杖、アイマスク等
12 緊急時の対応	副木、三角巾、包帯、消毒ガーゼ、バスタオル、タオル、段ボール、座布団、カーペット、人工呼吸人形等
13 介護者の健康管理	カーペット等